

公共事業の事後評価書

(国有林直轄治山事業等の期中の評価)

平成19年8月

農林水産省

1 評価の対象とした政策

原則として事業採択後10年を経過した時点で継続中、又は直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。

区分	事業名	評価実施地区数
直轄事業	国有林直轄治山事業	2
	民有林直轄治山事業	1
小計		3
緑資源機構事業	水源林造成事業	48
小計		48
計		51

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、北海道、中部及び近畿中国森林管理局において実施した。（直轄事業評価担当部局一覧表 [別添1](#)）
- ② 緑資源機構事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部整備課において実施した。

2 評価実施期間

平成19年4月から平成19年8月

3 評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等について、必要性、有効性、効率性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①森林・林業情勢その他社会経済情勢の変化、②事業の進捗状況、③費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の評価項目の点検により、総合的かつ客観的に把握し、事業の継続等の方針決定に反映した。これらの評価項目に係る事業地区毎の取りまとめ結果については、「地区別評価結果」（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

直轄事業については北海道、中部及び近畿中国森林管理局において、緑資源機構事業については林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客觀性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

1 直轄事業

(1) 国有林直轄治山事業

北海道局における事業地区の評価は、平成8年以降の小噴火以降、事業の実施は地域社会の強い要望となっていること、現在もなお火山噴出物が起因となる土砂流の発生が懸念される状況から、事業期間を延長する必要性が認められるとの評価結果であった。また、今後も周辺環境に配慮するとともに、地域社会に対しても関係機関と連携を図りつつ、整備状況や事業効果等の説明を行い事業を継続実施することが望ましいとの意見が出された。

近畿中国局における事業地区の評価は、下流域の保全、地元の要望等から事業を継続することが適當との意見が出された。

(2) 民有林直轄治山事業

流域の保全のため事業の継続実施が妥当との意見が出された。また、当該施工地区が豪雪地帯であることから、事業実施に当たっては、これまでの成果の検証を進めながら現地状況に即した工種・工法を採用されたいとの意見が出された。

2 緑資源機構事業

(1) 水源林造成事業

森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道関連施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適當との意見が出された。

また、広葉樹化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分が一定程度以上を占める地区については一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続することとの意見が出された。

各事業地区毎の第三者委員会の意見は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。

各委員会の委員構成は、第三者委員会名簿（[別添3](#)）のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。(問合せ先一覧表 [別添4](#))

1 直轄事業

北海道、中部及び近畿中国森林管理局に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については、各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

2 緑資源機構事業

林野庁に設置している第三者委員会における資料、議事概要、評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において縦覧に供することとしている。

7 評価の結果

直轄事業の国有林直轄治山事業は、対象となる2地区について、評価を実施したところ、引き続き事業を推進することとされた地区が1地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が1地区となった。

直轄事業の民有林直轄治山事業は、対象となる1地区について、評価を実施したところ、引き続き事業を推進することとなった。

緑資源機構事業の水源林造成事業は、対象となる48地区について、評価を実施したところ、引き続き現計画で事業を推進することとされた地区が33地区、事業計画の変更を行う必要があるとされた地区が15地区となった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。